



こども家庭センターの役割

こども家庭庁 支援局
虐待防止対策課

こどもまんなか
こども家庭庁

本講義の内容

- こども家庭センターとは
- 要保護児童対策地域協議会（要対協）の仕組み
- 要対協を活用した多機関連携による支援

こども家庭センターとは

(1) こども家庭センター創設の背景

- ・子育てに困難を抱える世帯の顕在化
- ・乳幼児期とりわけ未就園児の家庭の孤立などに対して社会が具体的な支援を届けられずに児童虐待が深刻化する例
- ・平成28年改正児童福祉法等に基づき、市町村は、母子保健に関する各種相談等を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉に関する必要な相談や支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置を推進
- ・母子保健と児童福祉の組織が別であるために連携する職員に負荷がかかったり、情報共有が円滑になされにくいなどの様々な課題

市町村の
努力義務

機能を維持した上で組織を見直した「こども家庭センター」を設置

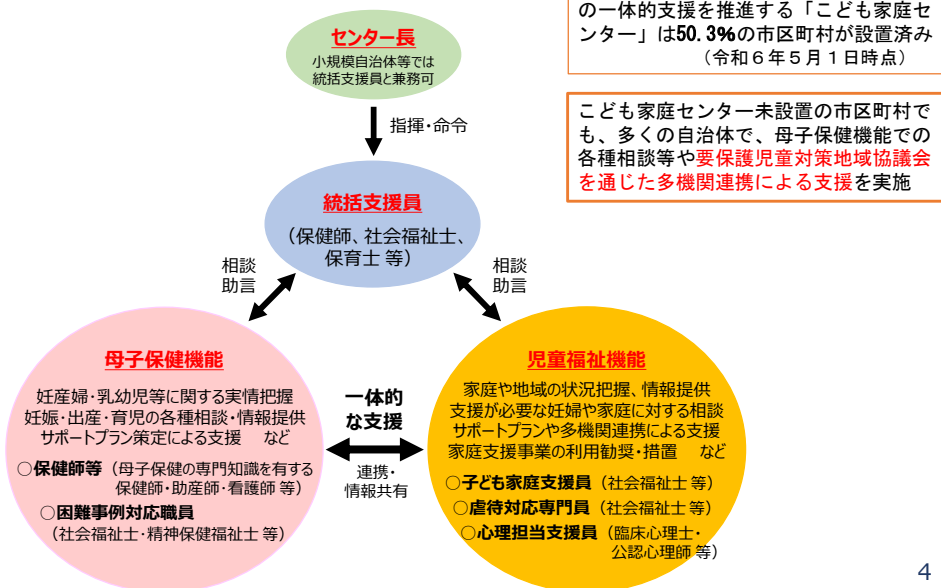
(2) こども家庭センターによる包括的・継続的支援

- ・母子保健と児童福祉の切れ目のない**一体的な相談支援**
- ・家庭支援事業の利用勧奨・措置など様々な**サービスの活用**
- ・家族と作るサポートプランによる**個別ニーズに応じた支援**
- ・関係機関や民間団体との**情報共有・協働**、地域資源の開拓

3

こども家庭センターとは

(3) こども家庭センターの組織



4

こども家庭センターとは

(4) こども家庭センターの業務

地域のすべての 妊産婦・子育て家庭 に対する支援業務

- ・状況・実情の**把握**
- ・母子保健・児童福祉に係る**情報の提供**
- ・**相談**等への対応、必要な**連絡調整**
- ・健診等の母子保健事業（こども家庭センターで実施するかは任意）／等

支援が必要な 妊産婦や子育て 家庭への支援業務

- ・相談、通告の受付等
- ・支援対象者（妊産婦・保護者・こども）との**関係構築**
- ・**合同ケース会議**の開催
- ・**サポートプラン**（又は支援計画等）の策定、評価、更新等
- ・サポートプラン（又は支援計画等）に基づく**支援**／等

地域における 体制づくり

- ・地域全体のニーズ・既存の**地域資源の把握**
- ・新たな担い手の**発掘・育成**、地域資源の開拓
- ・関係機関や民間団体の相互の**連携強化**／等

併せて行うことが 望ましい業務

- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務（**関係機関連携の促進**）
- ・**地域子育て相談機関**の整備に係る業務
- ・家庭支援事業の**利用勧奨・措置**に係る業務
- ・**在宅指導措置**の受託に係る業務／等

5

要保護児童対策地域協議会（要対協）の仕組み

(1) 要対協の意義

設置率
99.8%

地域の関係機関等が子どもや家庭の情報や考え方を共有して支援を協議し、適切に連携して対応する仕組み（平成16年～）であり、以下の意義をもつ。

- ・支援対象児童等を**早期に発見**し、**迅速に支援**を開始できる
- ・関係機関等での**情報共有**を通じ、**課題の共有化**が図られる
- ・共有された情報に基づき、**アセスメント**を協働で行える
- ・各関係機関等の**役割分担**について共通の理解を得られる
- ・それぞれの機関が責任をもって支援を行う**体制づくり**ができる

(2) 要対協の対象（児童福祉法第25条の2「支援対象児童等」）

- ・**要保護児童**（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）及びその**保護者**
- ・**要支援児童**（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）及びその**保護者**
- ・**特定妊婦**（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）

6

要保護児童対策地域協議会(要対協)の仕組み

(3) 要対協の構成員（児童福祉法第25条の2第1項）

「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、以下の機関等で構成されている。これに限らず、地域の実情に応じて幅広いものを参加させることが可能である。

児童相談所、保育所・幼稚園、小学校・中学校、警察署、民生児童委員協議会、教育委員会、保健所、医療機関、医師会、障害福祉・生活困窮等主管課 など

→ 構成員には、協議会で知り得た情報の**守秘義務**が課される（罰則あり）

(4) 要対協の機能と運営 ※会議の名称は自治体によって異なる場合がある 三層構造を通じ、調整機関が中核となって役割分担の調整や支援の進行管理を行う。

・代表者会議（年1～2回程度）

責任者が、円滑な連携の仕組みや実務者会議の運営を協議

・実務者会議（年4～12回程度の定期開催）

実務者が、支援対象児童等の情報を共有し支援方針を協議

・個別ケース検討会議（適時開催）

担当者が、支援対象児童等への具体的な支援内容等を協議

7

要対協を活用した多機関連携による支援

(1) こども家庭センターと要対協の関係

こども家庭センター(児童福祉機能)は、

- ・支援対象児童等(その保護者含む)に関わっている関係機関相互の円滑な連携・協力が求められる場合などに**要対協を積極的に活用**する。
- ・要対協の**調整機関**として運営の中核を担い、**支援目標等の共有**、各関係機関の**役割分担**や**責任体制の明確化**、**緊急時の対応方法の確認**等を主導する。

(2) 要対協を活用した支援

次の流れをモデルに、地域の実情に応じた形態で支援・運営が進められている。

①相談・通告の受理 → ②受理会議(緊急度や個別ケース検討会議開催等を判断) → ③調査(各機関等から情報収集) → ④個別ケース検討会議(支援内容・分担等の検討) → ⑤各機関等による支援 → ⑥個別ケース検討会議(状況に応じた見直し等)

※別途、実務者会議で定期的に全てのケースの支援状況を確認・協議する機会をもつ

連携の例：精神疾患の母・2歳(体重増加不良)・10歳(不登校気味)

保健師(訪問相談・主治医連携)、保育所(発育把握・母に声かけ・家庭状況把握)、小学校(10歳とSSWの相談)、精神保健部門(制度活用)、児童福祉部門(進行管理・ヤングケアラー支援)。

